

いきサポ愛知

第15号 2020.SEPTEMBER

発行/愛知県医療勤務環境改善支援センター
受託/公益社団法人愛知県医師会



時短計画策定義務化

(年間960時間超え医師の勤務する医療機関)時短計画の対象職種 医師

令和2年度「医師の働き方改革の推進に関する検討会(以下「推進検討会」という。)」が8月28日(金)に厚生労働省で開催され、令和6年4月から医師の時間外労働の上限規制が適用開始となること、及び令和17年度末の(B)水準の廃止目標に向けて、医師の健康確保と地域の医療提供体制の確保を両立しつつ、各医療機関における医師の労働時間短縮を進めて行くことが改めて確認されました。

年間の時間外・休日労働時間数が960時間を超える医師が勤務する場合

時間外労働の上限



義務のないA水準でも年960時間以上の医師が1名でも在籍すると時短計画の策定が義務化。

A

診療従事勤務医に令和6年度以降適用される水準

年960時間/月100時間未満
※例外あり ※いずれも休日労働含む



医師労働時間短縮計画策定ガイドラインにより時短計画の策定が求められる。

B

地域医療確保暫定特例水準
(医療機関を特定)

年1,860時間/月100時間未満
※例外あり ※いずれも休日労働含む

C-1

研修医

集中的技能向上水準
(医療機関を特定)

C-2

高度特定技能



推進検討会

「医師労働時間短縮計画策定ガイドライン(以下「時短ガイドライン」という。)」が示され、年間の時間外・休日労働時間数が960時間を超える医師が勤務する医療機関には、時短計画の策定が求められます。

具体的には、令和3年度中に係る36協定(例えば、令和3年1月から令和3年12月迄の1年間)の届出を行った医療機関のうち、年間960時間を超える36協定を締結する医療機関は、令和3年3月末までに計画を策定し、医療機関が所在する都道府県に同年4月末までに提出することとなります。

今後、(B)(C)指定を受ける予定のない医療機関であっても、令和2年度から令和5年度の間で、時間外・休日労働の時間数が960時間を超える医師が勤務する医療機関であれば、計画の策定義務対象医療機関に含まれます。令和6年度以降については、自ずから(B)(C)指定を受けている医療機関に限定されます。

なお、36協定は医療機関単位で締結されるものであり、年間の時間外・休日労働時間数の計算には、医師の副業・兼業先での労働時間は含まれません。

時短計画の策定

理事長・院長等経営トップ主導のトップダウンによるチームの組成又は安全衛生委員会等を活用することが考えられ、医師を含む多職種が参加する合議体で議論し、対象医師に対し計画内容を説明し、意見交換する等が必要となります。

時短ガイドライン

各医療機関に共通な必須記載事項と任意記載事項があります。
●必須記載事項: 労働時間数、労務管理・健康管理、意識改革・啓発、策定プロセス
●任意記載事項: タスク・シフト/シェア、医師の業務の見直し、その他の勤務環境改善

時短ガイドラインについて詳しくは、愛知県医療勤務環境改善支援センターホームページをご参照ください。



さあ!医師の労働時間短縮計画策定を令和2年度から始めよう!

令和2年度「労働時間等説明会」は8月26日(水)に愛知県医師会館9階大講堂で96名(56医療機関)の参加により開催されました。

1. 三位一体改革

令和4年度には(B)(C)候補医療機関の評価機能による評価の受審が必要であり、その際には時間短縮計画に則った実施結果等が書面評価されるため、その前の令和3年度迄には時間短縮計画を策定、実施することとなります。

従って、令和2年度から医師の労働時間短縮計画の策定を進めなければ、令和6年4月に間に合わなくなります。

また、令和6年度までに医師の長時間労働を解消するためには、タスクシフト/シェア推進すること、時間外労働上限の特例水準(B)(C)指定を受けること、労働時間短縮計画策定すること等を進める必要がありますが、それだけでは目標を達成することはできません。

地域医療構想の実現とともに、医師確保のための実効性のある偏在対策を一連のものとして、三位一体の取り組みを推し進めることが重要です。



愛知県医師会
浦田 士郎理事

2040年を展望した医療提供体制の改革~2025年までに着手すべきこと~

地域医療構想の実現に向けたさらなる取り組み



実効性のある
医師偏在対策の着実な推進

三位一体で
推進

医師・医療従事者の
働き方改革の推進



2. 医師の時間外労働の上限規制、宿日直許可、自己研鑽



愛知労働局
労働基準部監督課
過重労働調査官

杉本 渉氏

本年4月から中小企業(中小規模医療機関を含む)についても、時間外労働の上限規制(原則月45時間、年360時間。特別条項として年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間以内(休日労働含む))が適用されています。

但し、医師は令和6年3月末迄の期間、その適用が猶予されています。しかしながら、猶予期間中といえども、医師に時間外労働を行わせる場合には、36協定を締結して管轄の労基署へ届け出なければ、労基法違反となりますのでご注意ください。

宿日直許可基準については昨年7月に改正され、一つの病院、診療所で診療科、職種等を限定した許可も可能です。非常勤医師の宿日直勤務については、勤務態様から許可が難しいとされていましたが、勤務態様が常態としてほとんど必要のない場合には、所轄の労基署へ個別にご相談ください。

医師の研鑽を労働時間として該当するか否かについては、その研鑽が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することが出来るか否かにより判断されます。

宿日直許可基準の留意事項

1 通常の勤務時間と同態様の業務

(医師が突発的な事故による応急患者の診療又は入院、患者の死亡、出産等に対応すること、又は看護師等が医師にあらかじめ指示された処置を行うこと等)

- 宿日直中に、通常の勤務時間と同態様の業務が**稀**にあったときは、一般的に、**常態としてほとんど労働することがない勤務**、かつ宿直の場合は**夜間に十分な睡眠がとり得る**限り、宿日直の**許可は取り消さない**。
- 通常の勤務時間と同態様の業務に従事する時間は、労働基準法第33条(**非常時・災害時**)又は第36条(**36協定**)の手続がとられ、第37条の**割増賃金の支払いが必要**。
- 宿日直に対応する医師等の数、宿日直の際に担当する患者数との関係又は当該病院等に夜間・休日に来院する急病者の発生率との関係等からみて、通常の勤務時間と同態様の業務が**常態**と判断されるものは、宿日直の**許可は不可**。

2 宿日直の許可の単位

- 一つの病院、診療所等で、所属診療科、職種、時間帯、業務の種類等を**限定した許可も可能**。

※「医師以外のみ」「医師の深夜の時間帯のみ」「病棟宿日直業務のみ(外来患者の対応業務は許可基準に該当しないが、病棟宿日直業務は許可基準に該当する場合)」に限定した許可も可能。

医師の研鑽の留意事項

1 労働時間適正把握ガイドラインとの関係

- 労働時間は「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」のとおり、**労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものである。**
- この考え方は**医師についても共通**であり、医師の研鑽に係る労働時間通達でも、この考え方を変更するものではない。

2 医師の研鑽と宿日直許可基準

- 労働時間に該当しないと判断される研鑽は宿日直許可に影響しないため、研鑽が**宿日直中に常態的に行われているとしても**、宿日直許可における**不許可事由とはならず**、また**許可を取り消す事由とはならない。**

3. タスクシフト/シェアの推進

令和6年4月1日からの医師の時間外労働の上限規制適用に対応できるようにするためには、理事長・院長等の管理者のリーダーシップの下、医師、看護師、薬剤師、検査技師、医療従事者等の医療機関全体として取り組む必要があります。医師の労働時間短縮計画の策定は、令和2年度から取り組み、まずは現行制度下で実施可能な業務を整理し、タスクシフト/シェアを進めるべき業務を明確化するとともに、タスクシフト/シェアを受ける側の合意形成を行うことが重要です。

なお、その際にはタスクシフト/シェアを受ける側の新たな業務に対する不安の解消や知識・技術の向上が求められます。更に、法令改正が必要な業務については、法令改正後、有資格者への研修を実施し、タスクシフト/シェアを実施します。



愛知県医療勤務環境改善支援センター
医療労務管理アドバイザー
森本 智恵子氏

2024年に向けたタスクシフト/シェアの見通し



医師の時間外労働の上限規制の適用(2024年4月)

愛知県医療勤務環境改善支援センターでは、医療機関からの労務管理や業務効率化等の勤務環境改善に関する相談、勤務環境改善の助言(時短計画に基づくPDCAサイクルによる見直しの相談支援等)を専門知識有するアドバイザーの相談、派遣を行っています。

講師派遣、個別訪問相談等は「一切無料」です。お困りの際はぜひご相談ください。



医療労務管理アドバイザーより皆様へ



特定社会保険労務士
安藤 彩先生

昨年の労働基準法改正により、時間外労働の上限規制が設けられました。
36協定の要件も厳しくなった中、法に即した管理を進めていくためには、まず労働時間を適正に管理できていることが大前提となります。さらに、医療機関においては、宿日直等、別途許可が必要な管理体制も求められています。
当センターは、ご利用いただいた医療機関の方々より、「労働時間について、より深く理解でき、必要な許可や体制を整備することで、時間外労働の削減にもつながった。」などのご好評をいただいております。
締結している36協定の見直し、必要な許可の確認、労働時間の適正な管理方法などでお悩みの医療機関の方々へ、ぜひ当センターへご相談ください。

労働時間等説明会～医療機関に特化した働き方改革～

三者共催 愛知労働局・愛知県保健医療局・愛知県医師会

受講無料

研修テーマ			講師	
「三位一体改革における医師の働き方改革の動向について」			愛知県医師会 理事	
「時間外労働の上限規制」「医師等の宿日直許可基準」「研鑽に係る労働時間の考え方」			愛知労働局監督課 担当官	
「時間外労働の上限規制、ハラスメント防止措置、タスクシフトについて」			医療労務管理アドバイザー	
番号	開催日時	開催場所	定員	申込締切
1	11月17日(火) 14:00～16:00	岡崎市医師会 研修室 (岡崎市竜美西1-9-1)	60名	11月3日(火)
2	12月11日(金) 14:00～16:00	豊橋市保健所 講堂 (豊橋市中野町字中原100)	80名	11月27日(金)

働き方改革セミナー

受講無料

研修テーマ			講師	
「同一労働同一賃金」～正社員とパート労働者～ / 「働き方改革に係る助成金」～働き方改革推進支援助成金、業務改善助成金～			愛知労働局雇用環境均等部 担当官	
「時間外労働の上限規制、ハラスメント防止措置、タスク・シフトについて」			医療労務管理アドバイザー	
医療機関での取組事例 ※10月21日のみ開催			社会医療法人愛生会 総合上飯田第一病院 担当者	
番号	開催日時	開催場所	定員	申込締切
3	10月21日(水) 14:00～16:00	愛知県医師会館 9階大講堂 (名古屋市中区栄4-14-28)	100名	10月7日(水)
4	11月27日(金) 14:00～16:00	一宮市医師会 講堂 (一宮市貴船町3-2)	80名	11月13日(金)

セミナー参加申込書 FAX:052-212-5767

下記参加申込書にご記入の上、
FAXでお申し込みください。

貴院名				
参加者様 氏名・役職	様(役職:)		様(役職:)	
参加予定 説明会	番号	会場名		

お問い合わせ

愛知県・愛知労働局 委託事業
愛知県医療勤務環境改善支援センター
(公益社団法人愛知県医師会)

〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目3-26 昭和ビル6階
TEL 052-212-5766 FAX 052-212-5767
E-mail info@aichi-medsc.or.jp

ホームページでも情報公開中

右のQRコードを
読み取ってください。

<https://aichi-medsc.or.jp>

